

中間検査の対象建築物

ver.190620

特定行政庁：和泉市

1. 対象となる期間

・和泉市	期限なし
(和泉市告示	第118号)

3. 指定特定工程

構造	規模 ¹	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 3		
	A > 500m ²		
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m		
	上記以外	×	
上記以外の構造	階数 2		
	A > 200m ²		
	上記以外	×	
型式等 ³	全て	×	

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ¹
住宅等 ²	全て	A > 50m ²
上記以外	全て	地上階数 ³ または A > 300m ²

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事
R C造	1 階柱又は壁と上部のはりとの接合部の配筋工事
鉄骨造	建方工事
S R C造	「R C造」に倣う
その他の構造	建方工事
混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造物の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）
型式等 ³	建方工事（「その他の構造」として取り扱う）

5. 注意事項

- 1：確認申請部分の規模
- 2：一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物
- 3：建築基準法第68条の11第1項に規定する、「型式部材等の製造者」としての認証を受けたものが製造した建築物
 仮設建築物は「中間検査対象外」。また、建方等の特定工程において、法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物は『2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事』が特定工程となる。
 「敷地が4m未満の道路等に接する」場合：「基礎」及び「建方等」の中間検査の対象（調査報告書に記載）
 基礎工事に関する特定工程において、各棟毎に基礎（一棟の基礎工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎）の配筋工事を特定工程とする。
 建方工事等に関する特定工程において、各棟毎にそれぞれ4表右欄に掲げる工事（2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事）を特定工程とする。